

特殊詐欺被害防止に向けた

ATM 利用限度額の変更のお知らせ

令和8年2月2日

お客さま各位

氷見市農業協同組合

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の発生状況を受け、お客さまが安心してキャッシュカードなどをご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に取り組んでおります。

このたび、ATMにおいてお客さまの貯金が不正に払い出される特殊詐欺の犯罪が増加していることを受けて、**令和8年4月1日に、キャッシュカードなどによる取引時の1日あたりの利用限度額を以下の通り引き下げいたします。**

媒体種別	対象取引 ^{*1)}	変更前	変更後
IC キャッシュカード	IC 取引	100万円	50万円^{*2)}
磁気ストライプ キャッシュカード	磁気取引	50万円	50万円

*1) ATM および窓口（ピンパッド）でのお引出し、振込等が対象となります。

*2) あらかじめ設定されている利用限度額から変更されている場合は変更対象外となります。

ご利用限度額の対象には以下の取引が含まれます。

- キャッシュカードによる現金の引出
- キャッシュカードによる ATM からの振込
- デビットカードによる取引
- キャッシュカードによる普通・貯蓄貯金への振替

所定の金額の範囲内で、口座単位の一日あたりのご利用限度額が設定可能です。ご希望のお客様は、口座開設店舗の窓口にご相談ください。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、警察庁からの要請も踏まえた対応であり、ご理解賜りたくお願ひいたします。